

年 月 日

(あて先) 板橋区保健所長

住 所

開設者

氏 名

電 話 番 号 ()

ファクシミリ番号 ()

(法人にあつては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)

【担当者名： 担当者連絡先： 】

診療所（助産所）開設許可（届出）事項一部変更届

開設許可（届出）事項を変更したので、下記のとおり届け出ます。

記

1 名 称	
2 開 設 の 場 所	板橋区 電 話 番 号 () ファクシミリ番号 ()
3 開設許可（届出）年月日及び番号	年 月 日 第 号
4 変更した理由及び年月日	参考様式（医療従事者変更用）のとおり
5 変更した事項	右欄の数字を○ で 囲 ん だ 変 更 事 項
	1 診療に従事する 医師 の 氏名、診療科目、診療日時 2 診療に従事する 歯科医師 の 氏名、診療科目、診療日時 3 業務に従事する 助産師 の 氏名 及び 勤務日時 4 薬剤師 の 氏名 5 従業者数
詳細は参考様式(医療従事者変更用)のとおり	

添付書類等

- 新たに就職する医師及び歯科医師については免許証の写し及び臨床研修修了登録証の写しを添付し、免許証及び臨床研修修了登録証の本証及び本人確認できる書類（運転免許証、パスポート等）を提示してください。
※ 医師及び歯科医師の免許証本証・臨床研修修了登録証本証及び本人確認できる書類の提示に代えて、診療に従事する医師・歯科医師の免許証本証・本人確認した旨の書類の提出することでも可（※ただし医師及び歯科医師免許証の写し及び臨床研修修了登録証の写の添付は必要）。
- 新たに就職する助産師及び薬剤師については免許証の写しを添付すること。（※本証も提示してください）

氏名	変更事由	免許登録年月日	担当診療日時
職種	変更年月日	免許登録番号	担当診療科目
	就職 退職 変更	年 月 日	(変更前) ⇒ (変更後)
医師・歯科医師・助・薬 その他（ ）	年 月 日	第 号	(変更前) ⇒ (変更後)
	就職 退職 変更	年 月 日	(変更前) ⇒ (変更後)
医師・歯科医師・助・薬 その他（ ）	年 月 日	第 号	(変更前) ⇒ (変更後)
	就職 退職 変更	年 月 日	(変更前) ⇒ (変更後)
医師・歯科医師・助・薬 その他（ ）	年 月 日	第 号	(変更前) ⇒ (変更後)

従業者数（変更理由：医療従事者の就職・退職による。）

【従業者数変更日： 年 月 日】

職種	医師	薬剤師	看護師	准看護師	助産師	診療放射線技師	診療エックス線技師	看護補助員	事務員				歯科医師	歯科衛生士	歯科技工士	計
変更前																人
変更後																人

注意

- 「職種」及び「事由」欄は、該当するものに○印を付け、職種がその他の場合は職種名を記入。事由の「変更」は、担当診療日時、担当診療科目（助産師の場合は勤務日時）に変更があった場合に選択してください。
- 医師、歯科医師又は助産師の就職の場合、全ての欄を記入（助産師の場合は「担当診療日時及び担当診療科目」欄に勤務日時を記入）。
- 医師又は歯科医師の担当診療日時、担当診療科目の変更の場合は、「免許」欄の記入は不要です。
- 助産師の勤務日時の変更の場合、変更後の勤務日時を「担当診療日時及び担当診療科目」欄に記入してください。「免許」欄の記入不要です。
- 薬剤師及びその他医療職種の就職の場合は、「担当診療日時及び担当診療科目」欄は記入不要です。
- 退職した場合は、「免許」及び「担当診療日時及び担当診療科目」欄は記入不要です。
- 従業者数のみを変更する場合は従業者数変更日を記入してください。

年 月 日

（あて先）板橋区保健所長

住 所

開設者

氏 名

診療に従事する医師・歯科医師について免許証の本証・本人確認した旨の書類

下記医療従事者については、免許証及び本人であることを確認しました。

記

氏名	免許種類（原本確認） ※該当欄を○で囲むこと	本人確認書類 ※該当欄を○で囲むこと
	医師 ・ 歯科医師 ----- 臨床研修修了登録証	運転免許証・パスポート その他（ ）
	医師 ・ 歯科医師 ----- 臨床研修修了登録証	運転免許証・パスポート その他（ ）
	医師 ・ 歯科医師 ----- 臨床研修修了登録証	運転免許証・パスポート その他（ ）
	医師 ・ 歯科医師 ----- 臨床研修修了登録証	運転免許証・パスポート その他（ ）
	医師 ・ 歯科医師 ----- 臨床研修修了登録証	運転免許証・パスポート その他（ ）
	医師 ・ 歯科医師 ----- 臨床研修修了登録証	運転免許証・パスポート その他（ ）

（注意）

本人確認書類は、公官庁発行の顔写真付きのもの（運転免許証、パスポート等）をお願いします。顔写真付きのもので確認できない場合は、複数の書類でご確認ください。

また、平成16年4月1日以降に医籍に登録された方、もしくは平成18年4月1日以降に歯科医籍に登録された方が管理者となる場合は、臨床研修修了登録証の原本も確認し、写しを提出してください。